

# 河内国大江御厨供御人の多様な活動とその消長

——大阪府西ノ辻遺跡の事例より——

別所 秀高

## 要約

大阪府西ノ辻遺跡では、平安時代末から室町時代初頭にかけての解体された牛馬骨や多数の漁網錘など多様な職能民の存在を示す遺物遺構がみつかった。このような西ノ辻職能民の活動は『水走文書』にみられる河内国大江御厨に関する記載と同期することから、彼らは兄部水走氏に統率された供御人であることを明らかにした。また、西ノ辻供御人は、水走氏および皇室の三者による利害一致のもとに、約二〇〇年間「大江」を拠点に大江御厨山本を独占的に支配していたが、水走氏の衰退とともに大江御厨山本は解体され、彼らの活動も消滅したことがわかった。

## 一 はじめに

動物考古学の手法が、現在の被差別部落の起源や歴史、被差別部落の構成員やあるいは卑賤視された人々の具体的な活動を明らかにするうえで大きく寄与していること

は言うまでもない。これは動物骨Ⅱ穢れという単純な図式で理解されているのではなく、われわれ現代人は屠畜が被差別部落産業の一つであることや、そこで生産された食肉や皮、毛、脂、骨などの流通、これらの二次加工においてもそうであること、これらの産業が明治以前から伝統的に卑賤視された人々によって担われてきたとい

うことを知るところが大きい。つまり、動物考古学にもとづく賤民研究は、現代社会の経験則や文献史学からの援用によって導き出されたもので、これらがなければ卑賤視された人々が関わっていたことを示唆することはできない。

しかしながら、家日記や訴状、絵図などから断片的に賤民の活動を読み取る文献史学とは異なり、考古学は、卑賤視された人々の活動内容やその多様性、彼らが居住した集落の歴史的な変遷を明らかにする可能性をもつ。

松井（一九八七、一九九七）は、大阪府城山遺跡（大阪市平野区吉長出戸）から出土した故意に後頭部が破壊された馬の頭蓋骨（奈良時代）が、『養老厩牧令』『官馬牛死条』の規定に従って脳髓（のうずい）が取り出され、『延喜式』にみえる「削暴和脳槎乾一人半」の記載から、この脳髓が脳漿（のうしょうなめ）鞣し（なめ）に用いられたことを明らかにした。また、平城京内で官営工房が集中する西市および東市周辺の溝から出土する多数の牛馬骨が、屠畜および斃牛馬処理によつて廃棄されたものとし、いずれのケースにおいても雑戸などの賤民が関わっていたことを示唆した。

久保（一九九五）は近世の大坂城下町で出土した牛馬骨および骨製品とその未製品の分析から、骨製品の製作工程や骨細工職人の存在、さらには牛馬骨の供給システ

ムが確立していたことを明らかにし、このシステムに関わった人々が卑賤視されていたことに言及している。

現在の被差別部落内に位置する大阪府東遺跡（貝塚市教育委員会、一九九八）や兵庫県若宮遺跡（藤田ほか、二〇〇二）、滋賀県小篠原遺跡（松井・宮路、二〇〇三）では、溝や土坑に廃棄された多数の解体された動物骨がみつかつており、いずれも中世には賤民がその場で動物解体などの活動をしたことがうかがえる。

これらの成果は、いずれも出土動物骨を中心とした雑戸や皮多、河原者、皮剥ぎなどと称された賤民の活動について研究されたものである。小稿ではこのような枠組みを越えて、すでに文献史学における賤民研究では避けて通ることができない職能民の活動に焦点をあてたい。そこで、大阪府西ノ辻遺跡（東大阪市西石切町）の考古資料と河内国大江御厨（みくりや）に関する文献資料から、供御人（くごにん）の多様な活動とその消長について明らかにする。ここで西ノ辻遺跡を取りあげるのは、平安時代末から鎌倉時代にかけて同遺跡で牛馬屠畜や牛馬解体処理が行われていたことや、他の職能に関わる人々がいたことを示唆する遺物が多数みられることが指摘できるからである（別所、二〇〇五）。また、古代末から中世を通じて西ノ辻遺跡周辺が皇室領河内国大江御厨であったことが文献資料か

らわかり、御厨を活動舞台とした供御人の存在が示唆できるところである。

## 二 供御人の存在形態

供御人とは平安時代後期から中世前半にかけて皇室の支配下に属し、皇室に初尾はつおとしての食材を貢進するかわりに課役免除や津・泊・関・渡の自由通行権、御厨における漁業の独占的支配権をもった職能集団をさす。供御人と同義の呼称として、神人しじん、寄人よりうと、供祭人くさいじんなどがあり、一〇世紀ごろから集団が所属する本所によって呼称が区別されるようになったとされる(網野、一九八九)。また、供御人は皇室に従属するだけでなく、今宮浜供御人が祇園社大宮駕輿かよちゆう丁を、あるいは鵜飼の桂供御人の女性が遊女を兼ねたようにいくつもの本所に従属し、さらには様々な職能を独占化し、特権的地位を形成するようになっていった。

供御人の直接の起源は古代の「徭丁ようてい」に求められ、さらにそれは「贄戸にえこ」あるいは「贄人にえびと」に遡るとされる。『令義解』では雑供戸ぞうくこを「謂、鵜飼、江人えびと、網引等之類也」とし、彼らは贄戸あるいは贄人と呼ばれた。贄戸・贄人は皇室に隷属して海産物などの御贄みにえを貢進し、やはり課

役免除を受けていた。網野(一九九三)は、贄戸・贄人は皇室への「初尾」の貢進を通じて「聖」なる世界と関わりを持つようになり、平民とは異なる立場に自らを置いたとした。

いっぽう、平城京内では斃牛馬処理工房が生活污水の集まる京内南端で操業していたことが確認され(松井、一九九七)、律令制下においても触穢回避や殺生禁断の意識が働いていたと言えよう。同時に斃牛馬処理に従事した人々は、斃牛馬という「ケガレ」を解体処理することによって「ハラエ」、「キヨメ」る行為を行っていたのである。この意味において、斃牛馬処理に従事した古代の人々は中世の非人と何ら遜色ないが、もっとも違う点は黒田(一九六七)や網野(一九九四)が指摘するように、中世の非人は国家制度に組み込まれていない身分外身分であった点にある。皇室への初尾貢進と引き換えに様々な特権を得た供御人もまた、身分外の身分であり、特定の領域内でその特権を行使して、海産物をはじめ様々な手工業製品や生産物を独占的に販売していたことは想像に難くない。このような活動を通じて供御人が経済的に自立していたことは明らかであり、律令制下で制度的に国家に組み込まれた贄戸・贄人とは異質の集団であったと言える。

贄戸・贄人はのちに徭丁として再編され、御厨の徭丁には定員が設けられるようになった。仁和元年（八八五）六月七日には、江長や贄戸を廃止し、河内国には三〇人の徭丁が置かれ（『三代実録』）、さらに『延喜式』（卷三九内膳司）には「凡山城。河内。摂津。泉等国。江網曳御厨所請徭丁。江卅人。網曳五十人」とあり、河内国にも江三〇人と網引五〇人の徭丁が置かれている。にもかかわらず、御厨の領域の拡張傾向や徭丁の増加傾向は、寛平四年（八九二）五月一五日の太政官符「応禁止公私点領江河池沼等事」（『類聚三代格』）にうかがえ、ついには延喜の莊園整理令の一つである延喜二年（九〇二）三月一二日の太政官符で「応停止臨時御厨并諸院諸宮王臣家厨事」（『類聚三代格』）と命じられるに至った（布施市史編纂委員会、一九六二）。

### 三 河内国大江御厨と兄部水走氏

河内国の御厨については『類聚国史』卷第三三「御厨」に「淳和天皇天長八年五月戊申（二一日）。停止河内国供御。堤外赤江。堤内赤江二処。定竹門江。賀沼絶間江。大治江三処。又停撰津国供御江四処」とみえ、天長八年（八三二）に「堤外赤江」と「堤内赤江」が廃止され、「竹

門江」「賀沼絶間江」「大治江」の供御江が置かれたことがわかる。ここでいう竹門江、賀沼絶間江、大治江は後に「河内国大江御厨」として総称されたと考えられよう。先の「赤江」はしばしば現在の大東市赤井に比定されている。また、『山科家旧蔵文書』元永二年（一一一九）七月一六日官宣旨には「応遣官使、任延喜五年国司請文、令檢注言上大江御厨四至并供御人交名在家免田地所等事」とあり、さらに『山槐記』応保元年（一一六一）九月一七日の河内国大江御厨の訴え事には「一、國中池河津等任延喜五年牒可為御厨領事」とあり、延喜五年（九〇五）に河内国大江御厨が一定の再編を受け、その領域や供御人の定員が設けられたことがわかる。

さらに『水走文書』の諸議状および処分目録からは、平安時代末頃から室町時代にかけて代々水走家みずはやが河内国大江御厨と深く関わっていたことがうかがえる。建長四年（一二五二）六月三日の藤原（水走）康高議状には「一、大江御厨山本河俣両執当職并 御 宣旨御牒 大治長承里券 水野河并広見池細江等」がみえ、さらに同議状に挙げられた財産目録は「左衛門尉藤原康高之先祖伝之諸職私領也」とある。水野河については「水野」が現在の大東市水野ひのに比定され、北河内を流れていた河川を指している。広見池は、近世に「深野池」および「新開池」

と呼ばれた東大阪市北部から大東市にかけて広がっていた水域を指している。「執当」については未だその職務が明らかではないが、おおむね現地管理と解され、平安時代末の水走季忠以来、水走氏が大江御厨の管理にあたり、供御人を統率する兄部このうぐであったと考えられる。

大江御厨の領域については大江御厨の訴え事（『山槐記』応保元年九月一七日）に「国中池河津」とあるほかに、「一、本田二百卅丁外被新加百卅丁宛、毎日一丁料田限永代無懈怠弁進供御事」、「一、本田之内或河或荒廢、仍以田領熟所被立改事」、「平岡恩智両庄如元可為御厨領事」とあり、御厨の領域のみならず、供御免田（御園）も拡大傾向にあったことが知られる。『兵範記』嘉応二年（一七〇）一〇月巻には「摂津国大江御厨」がみえ、さらに平安後期の御厨子所領には河内国大江御厨、御厨内摂津渡辺、同厨内津村郷があり（奥野、一九四四）、同時期には淀川河口付近にまで大江御厨の領域が及んでいたとされる（布施市史編纂委員会、一九六二）。しかしながら河内の「国中池河津」には疑問があり、誇張された表現ではないかと思う。また、布施市史編纂委員会（一九六二）は、『水走文書』の譲状にみえる「大江御厨山本河俣両執当職」を根拠に、現在の八尾市山本付近や東大阪市川俣付近を、拠点Ⅱ供御物を集積管理する津であったと主

張している。「河俣」は『延喜式』『神名帳』に「川俣神社」がみられ、『新撰姓氏録』にも「川俣公日下部連同祖彦坐命之後也」とあることから、古代からの地名であることがわかるが、「山本」は、宝永五年（一七〇八）に玉串川河床で新田を開発した山中庄兵衛・本山重英両者の名字から先頭文字をとった名称「山本新田」であり、時期が新しく、「山本河俣」を拠点とする根拠にはならない。おそらくは「山本河俣」は漠然とした地域を指しているものであり、「山本」は生駒山系の山麓一帯の低地を、「河俣」は旧大和川の分流路を意味し、これらの下流に位置する「広見池」や淀川河口付近までが河内国大江御厨の領域であったと考えられる（図1）。無論、この領域は古代中世を通じて一定したのではなく、たびたび増減があったと考えられよう。

この大江御厨の管理にあたった水走氏は旧河内郡を拠点とした土豪的御家人（林屋、一九八三）であり、「大江御厨山本河俣両執当職」として皇室と密接な関係をもついっぽうで、『水走文書』『源（水走）康忠解状案』（壽永三年（一一八四）二月）および「源義経書状案」にみられるように鎌倉幕府の御家人でもあった。先述のように代々水走家が兄部を勤め大江御厨を管理してきたが、『水走文書』の諸譲状および注進状からは、室町時代以

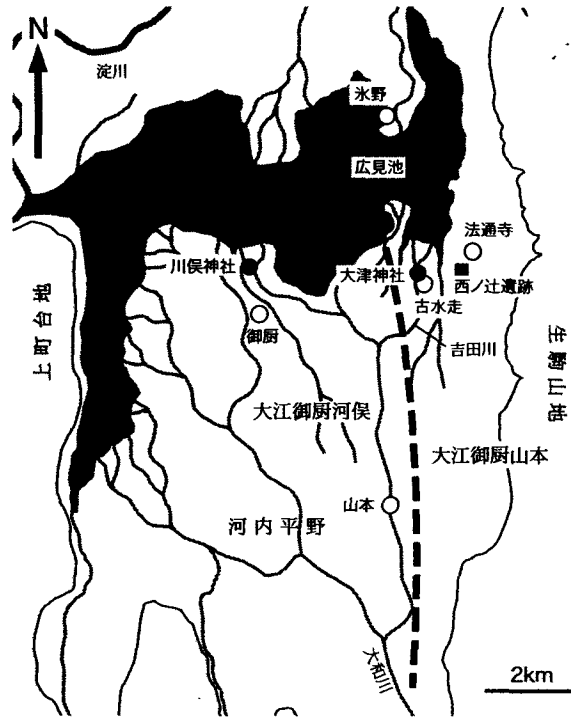


図1 河内国大江御厨「河俣」および「山本」の領域。

降に大江御厨の支配が及ばなくなっていったことを読みとることができる。

水走家の財産譲渡は始祖季忠に始まり、康忠、康綱、康高、康茂、忠雄、康政、忠名、忠直、忠夏、忠武、長忠の順に受け継がれてきたことが、『水走文書』の諸議状や注進状からうかがえ、このうち議状に財産目録が示されているのは、康高以降のことである。康高議状は先に示したとおりで、これに次ぐ「忠茂調度証文目録」（正応五年（一一九二）正月）にも「大江御厨山本河俣両執当職任補 宣旨御牒 長承里券 氷野河広見池細江等

私領四ヶ里内券文」と同様の記載がみられる。「沙弥行意（忠雄）議状」（正中（一一三五）二年三月五日）、「康政議状」（元弘九年（一一七九）二月二〇日）、「忠夏議状」（至徳元年（一一三四）一月二〇日）には、「諸職諸領」、「諸職」、「所領職」とあるだけで、大江御厨については詳しい記載がない。しかしながら、同じ「忠夏議状目録」（至徳元年八月二二日）には「一所 供御助成名 一所 河俣御厨執当給 一所 氷野小川浮津」と再び御厨に関する記載が認められ、ここで注目すべき点は「山本河俣両執当」ではなく、「河俣御厨執当」になっており、「山本」執当職は忠夏の代で失われていることである。また、「長忠知行注進状」（応永二二年（一四一六）三月）には「一、河内郡散在田畠諸職等内」「大江御厨助則名」、「一、河俣御厨執当職」、「一、氷野河浮津」とあるが、「長忠本領注進状」（同）には「一、河俣御厨惣追補使職 これハむすミ方知行」、「一、供御職事給 これハむすミ方知行」とあり、水走氏による大江御厨の支配が室町時代以降にいつそう弱まったことがうかがえる。

#### 四 西ノ辻遺跡にみられる職能民の活動

西ノ辻遺跡は大阪府東大阪市西石切町三丁目に所在

し、生駒山西麓の更新統最上部層で構成される扇状地緩斜面上に位置する。本遺跡を東西に貫く国道三〇八号線や近鉄東大阪線、第二阪奈道路の建設などに伴って、一九八〇年代以降、周辺では大規模な調査が行われた。これらの調査では弥生時代中期の墓域、古墳時代中期の水利遺構、古代の建物跡、古代末～中世の作業場跡や建物跡などがみつかった。とりわけ、平安時代末～鎌倉時代の遺構からは多数の牛馬骨とともに鉄斧や刀子、鎌などの道具類がみつかり、牛馬の解体や供犠などが行われていたことが明らかになった。また、当該期の遺構の多くは明治二二（一八八九）年の耕地整理によって削平されていたが、相対的に深くまで掘削された井戸からは、多数の土製漁網錘や編機、護符、鞆羽口などが出土し、多様な職能民が居住していたことがわかった。

### 1 牛馬解体と供犠

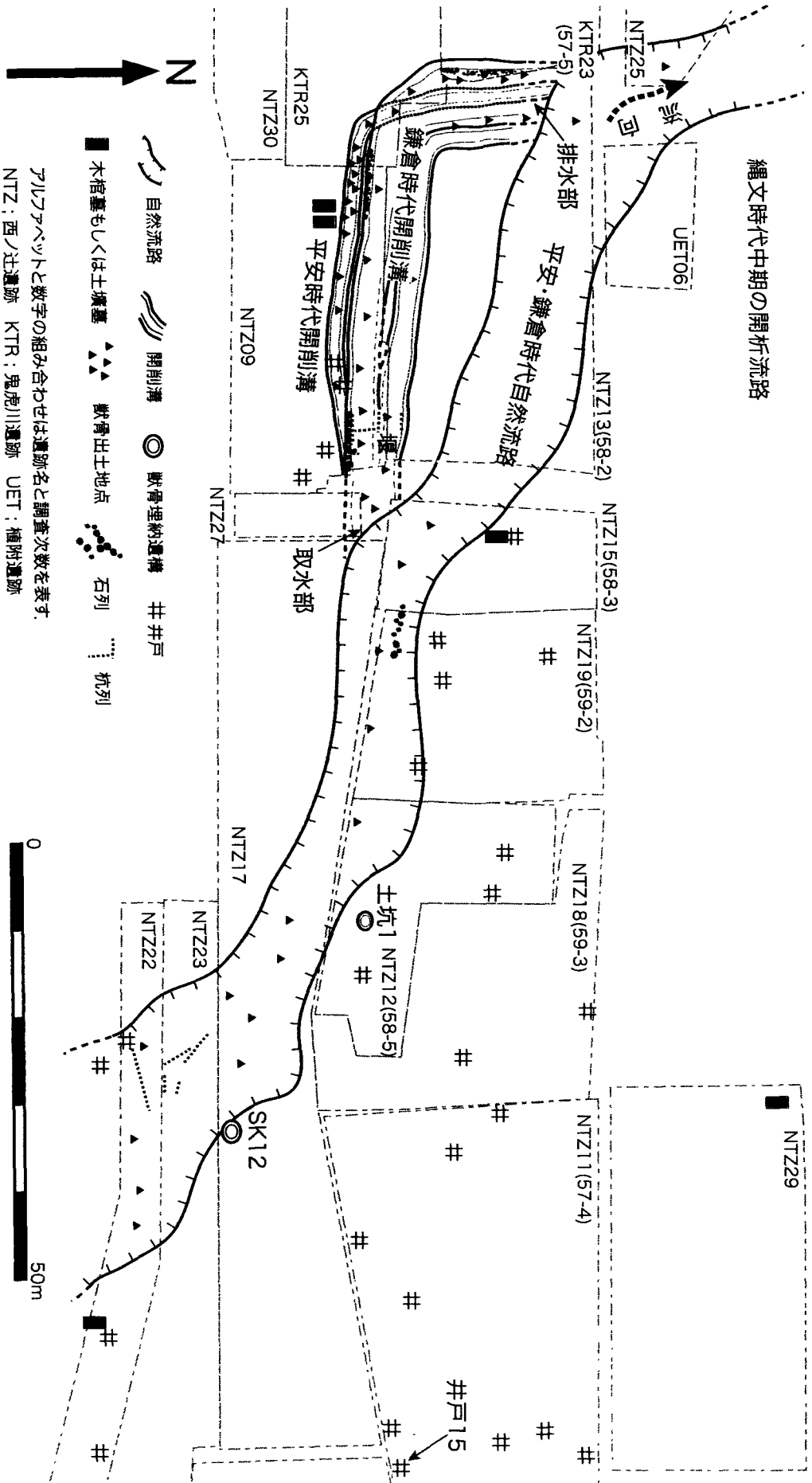
#### (1) 平安・鎌倉時代自然流路出土牛馬骨

西ノ辻遺跡では遺跡地北縁を東南東から西北西方向に流れていた開析流路が検出されている。この流路は縄文時代中期に開析され、近年まで埋積がすすんでいた。この流路を充填する堆積層のうち、平安時代～鎌倉時代の遺物を伴う堆積層からは多数の獣骨が出土している（図

2。以下「平安・鎌倉時代自然流路」と呼称）。とくに獣骨が密集して出土したのはNTZ17および22調査区で、そのうち牛馬骨が大多数を占める。交連するものは少なかったものの、牛馬の頭骨や下顎骨、脊椎、四肢骨など主要な部位がみられた。これら以外のNTZ25、および15（58-3）、19（59-2）、12（58-5）調査区においても牛馬骨が確認されているが、散在した状態で資料数が少なかった。

平安・鎌倉時代自然流路から出土した牛馬骨は約二〇〇点が同定されたが、これをはるかに上回る資料がある。同定資料にみられた特徴として、骨端が癒合していないものや歯の咬合面の摩耗が進行していないもの、さらには骨そのものが小さいものが多数みられ、若い牛馬の個体が相当数含まれていることが確認された。また、上腕骨や橈骨、大腿骨、脛骨などの長管骨の端部が故意に破壊されたものが多く、とくにNTZ17および22調査区の平安・鎌倉時代自然流路の流路際で、牛馬の解体作業が行われていたことがわかる。また、若い個体が多く含まれることは、屠畜があったことを示唆している。NTZ22および23調査区の流路内では柵や杭列が検出されており、後述するような牛馬解体作業場としての人工開削溝が同調査区の南側に設けられていた可能性がある。

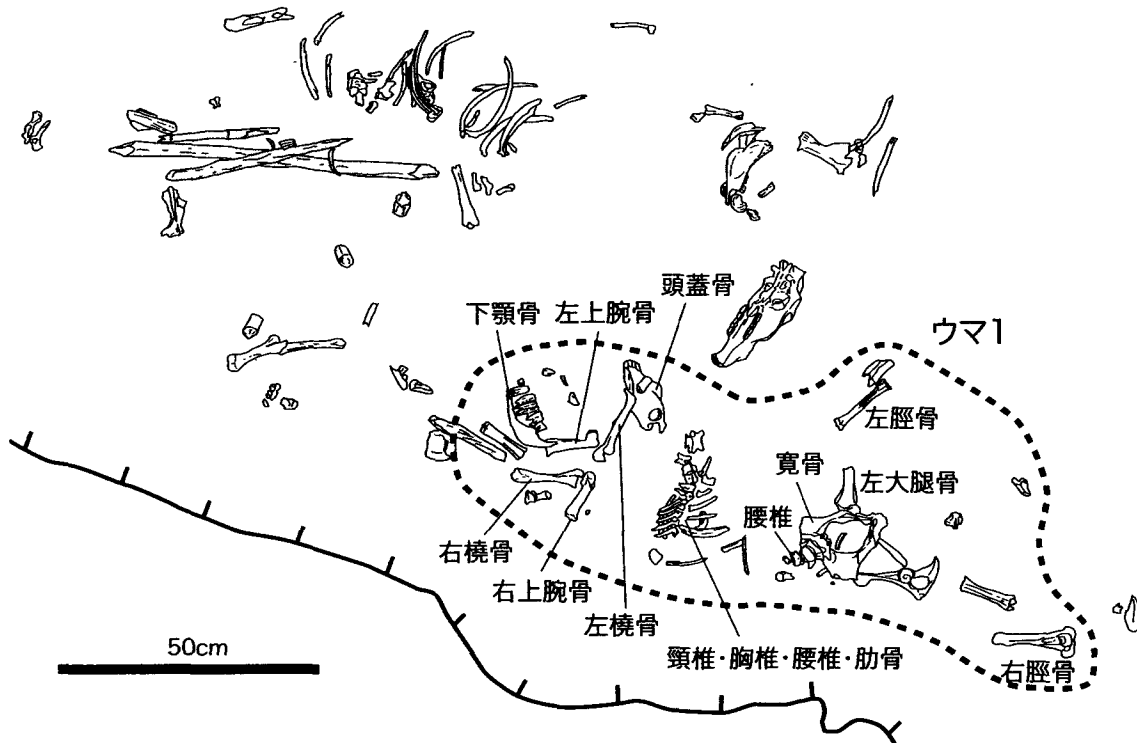
図 2



西ノ辻遺跡における平安～鎌倉時代の遺構分布と獣骨出土地点。大阪府教育委員会(1986)、大阪府教育委員会・(財)東大阪市文化財協会(1995・2001)、(財)東大阪市文化財協会(1991a・b、1994、2002)、(財)東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会(1996)、東大阪市教育委員会・(財)東大阪市文化財協会(1991、1995、1998、1999)にもとづき作成。別所(2005)より。



図3



NTZ12 (58-2) 調査区でみられた平安時代開削溝出土獣骨の分布。大阪府教育委員会作成原図に加筆。別所 (2005) より。

## (2) 平安・鎌倉時代開削溝出土牛馬骨

平安・鎌倉時代自然流路から取水するために開削された人工溝から多数の獣骨が出土している。この開削溝は自然流路から西へ直線状に延び、途中で北に九〇度方向を変えて再び自然流路に排水されるようになっていた。取水部には杭列や護岸用の石列があり、取水を調節するための堰が設けられていたようだ。開削溝は幾筋かの溝が互いに重複し合って検出され、溝どうしの切り合い関係や供伴する土器型式差から分別することができる(図2)。以下、平安時代の遺物を供伴する溝を「平安時代開削溝」、鎌倉時代のそれを「鎌倉時代開削溝」と呼称)。

平安時代開削溝は幅二・五m、深さ一mを測る。NTZ9およびKITR25調査区ではとくに密集した状態で多数の獣骨が出土した。同定資料は三四一点を数え、もつとも出現頻度が高いものは馬の骨で、牛、犬がこれに続く。牛馬骨には各部位のものがみられ、選択的に廃棄された様子はない。NTZ13(58-2)調査区で出土した獣骨のうち、ウマ1は解体状況を明らかにするうえで興味深い分布をなしている(図3)。ウマ1は平安時代開削溝の西側岸寄りの溝底に五〇cm×一二〇cmの範囲にかけて分布する。指骨の一部や右脛骨が欠損するものの他の部位は揃っており、北から南にかけて、下顎骨、交連

する左右上腕骨・橈骨、頭蓋骨、交連する頸椎・胸椎・腰椎・肋骨、交連する腰椎・仙骨・寛骨・左大腿骨、左脛骨、右大腿骨の順に分布する。頭蓋骨には打撃痕がなく、上腕骨や橈骨、大腿骨の骨端は故意に破壊された痕跡があることが注目される。骨の分布や交連する部位からは、四肢骨の付け根付近、頸部、腰部が切断箇所であると判断され、ある程度まとまった部位ごとに切断しながら、肉や内臓を取り出していたことが推測される。

いっぽう、鎌倉時代開削溝は平安時代開削溝とほぼ重なり合った位置で検出している。最大幅は約8m、深さ最大一・五mを測るが、これは溝の埋積が進むたびに浚渫せずに、隣に新たな溝を掘り直すことが繰り返されたことにより、見かけ上の幅が広がっているためである。溝の埋積に伴う掘り直しは先の平安時代開削溝以来続いていた。NTZ9およびKTR25調査区では同定資料が三五九点を数え、やはり馬、牛、犬の順で出現頻度が高い。獣骨は堰部でやや密集して出土しているものの、全体的には散在していた。

いずれの開削溝の牛馬骨も平安・鎌倉時代自然流路出土牛馬骨と同様、若い個体が多く含まれることや故意に破壊された痕跡があり、開削溝周辺は牛馬解体作業場であったと言えよう。また、いずれも開削溝周辺の井戸や

平安・鎌倉時代自然流路から出土したものであるが、解体時に使用されたと考えられる刀子や包丁、斧、鎌などの道具類がみられた(図4)。これらの道具類は供伴する土器から鎌倉時代後期～室町時代初頭に比定される。

### (3) 供犠された馬

平安・鎌倉時代自然流路右岸から約50m離れたところに位置するNTZ11(57・4)調査区の平安時代末の井戸15からは、馬の頭蓋骨と鹿の足の骨が出土している。この井戸は埋没した流路上に掘られたもので、直径約二・二mの不整形円形をなし、断面形状は逆凸形状で深さ二・二m以上を測る。井戸の底は自然に溜まった泥で埋まり、その上は人為的に埋め戻された堆積層が載っていた。馬の頭蓋骨と鹿の足の骨は泥層の直上に置かれた三個の人頭大の石のさらに上に置かれていたもので、井戸の廃棄に伴う祭祀が行われていたと考えられる。

祭祀に供された馬の頭蓋骨前頭部には7cm×6cmの殴打による陥没がみられる。供犠を示唆するが環椎以下の頸椎はなく、白骨化した屠馬の頭蓋骨を供した可能性が高い。鹿の足は中足骨、基節骨、中節骨、末節骨が交連した状態で検出されているので、肉付きの状態で供されたものと判断される。このことは、井戸の神に生贄としての動物を捧げたのではなく、形だけの供犠が行われて

いたことを示している。

## 2 漁撈活動

西ノ辻遺跡では平安時代末頃から室町時代初頭の遺物が相伴する井戸などの遺構から、二五〇点以上の漁網錘がみつかつている。決して膨大な数とは言えないが、当該期の遺構が後世に削平されたことを考慮すると、実際にはこれ以上の漁網錘があったことが容易に想像できよう。これらの漁網錘は小型の管状土錘で、おおむね長さ三〇〜七〇mm、直径八〜二〇mmのものである。NTZ11(57・4)調査区の土坑八からは、鎌倉時代後期の遺物に相伴して計五二点の漁網錘が出土しているが(図4)、そのまとまった数からは、漁網に錘が取り付けられた状態で土坑内に置かれ、埋没後に漁網がいち早く風化してなくなった可能性が考えられる。

いっぽう、NTZ11(57・4)および22調査区では僅かではあるが薦や筵などの敷物や、簾を編むためのコモゲタが、NTZ18(59・3)およびNTZ11(57・4)、KTR25調査区では縦糸を垂らすための錘(ツチノコ)が出土している(図4)。平安時代末から鎌倉時代のものである。水域の縁辺で採集された菰や葦が集落に持ち込まれ、筵や簾、薦が生産されていたことがうかがえる。

## 3 蘇民将来札と陰陽師

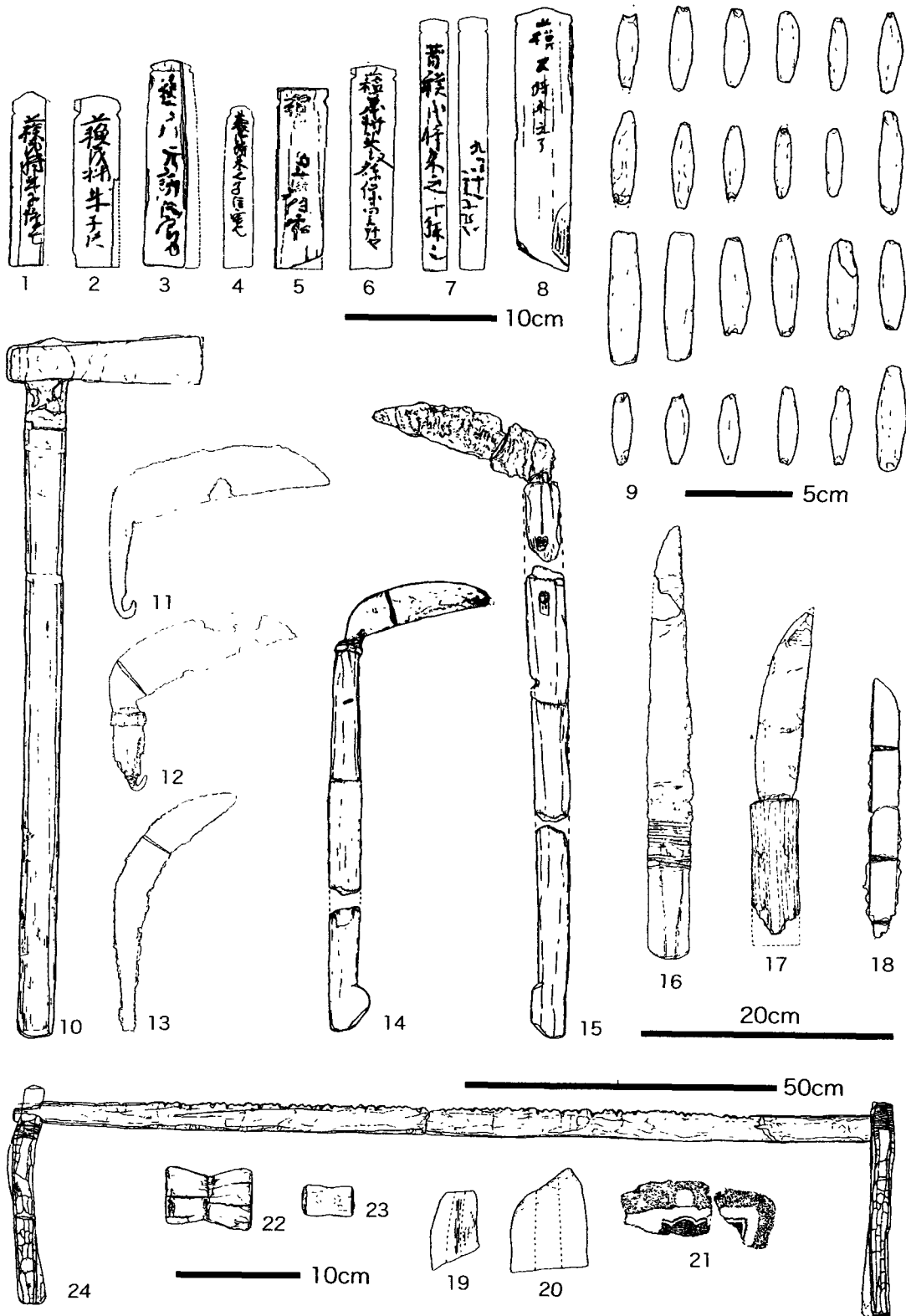
平安時代末〜室町時代初頭(二二〜一四世紀)の計八点の蘇民将来札が井戸を中心とする遺構から出土している(図4)。井上(二〇〇一)は蘇民将来札が西ノ辻遺跡に偏在することと、同遺跡では硯が多数出土していることから、同集落内での蘇民将来札の作成が可能であったことを指摘した。そのうえで、『河内国河内郡土地売券』(昌泰二、三年(七九九、八〇〇))の証人の一人に「陰陽寮史生正六位上額田首大国麻呂」がみえ、さらに応永年間(一三九四〜一四二八)年間に土御門家から勧請されたという伝承がある鎮宅靈符神社が額田村に鎮座し、今もなお歴代組によって奉仕されていることから、西ノ辻遺跡周辺地域が平安時代以降、陰陽道と深い結びつきがあり、蘇民将来札は陰陽師によって作成されたものとした。

## 4 鋳物師・鍛冶

NTZ9調査区からは鋳型が、NTZ一八(59・3)およびNTZ23調査区からは鑄羽口が(図4)、さらにKTR23(57・5)調査区からは鉄滓が出土している。これらの遺物は平安時代末から鎌倉時代のものである。

13 河内国大江御厨供御人の多様な活動とその消長

図4



多様な職能を示唆する西ノ辻遺跡出土の道具類。1～8：蘇民将来札、9：漁網錘、10：斧、11～15：鎌、16～18：刀子、19・20：鞆羽口、21：鑄型、22・23：織機錘、24：コモゲタ。大阪府教育委員会（1986）、大阪府教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（1995・2001）、（財）東大阪市文化財協会（1996・1997）、（財）東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会（1996）、東大阪市教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（1991、1998）より作成。

断片的な資料しかみられないが、製鉄関連遺物が出土していることは鋳物師や鍛冶がいたことをうかがわせる。

以上のような職能を示す遺物遺構以外に、曲物まげものや結物ゆいものなどの木製容器類や石製摺臼が散見されることにも注目すると、西ノ辻遺跡では牛馬解体や漁撈が行われていたほか、陰陽師や鋳物師・鍛冶、石細工、檜物師の存在が確認でき、多様な職能民が活動していたことがわかる。西ノ辻遺跡ではこのような職能民の活動は平安時代末頃に始まり、室町時代初頭には一斉に消滅する。室町時代以降の周辺は、職能民の作業場に代わって、灌漑施設としての溝や井戸を伴う耕作地が卓越するようになる。

## 五 河内国大江御厨「山本」と西ノ辻供御人の盛衰

平安時代末～室町時代初頭の西ノ辻遺跡の住人が河内国大江御厨の供御人であったことは、多数出土する漁網錘から容易に推察されよう。また、大江御厨の訴え事『山槐記』応保元年九月一七日には「一、停止法通寺坊、如旧可随進止事」とあり、法通寺が西ノ辻遺跡の隣接地にあったことも傍証の一つになる。西ノ辻遺跡の住人が供御人であったことは、橋本（一九九七）や井上（二

〇〇二）による指摘のとおりである。さらに注目されることは、西ノ辻遺跡が漁撈活動を行ううえで重要な位置にあったということと、『水走文書』の記載と西ノ辻遺跡の動向が同期していることである。

西ノ辻遺跡の西方一・五kmの旧吉田川自然堤防上には現在、式内「大津神社」が鎮座している。現在の位置に同社が建てられたのは、周辺の発掘調査成果から室町時代頃とされるが、式内社であることから、それ以前に隣に鎮座し、場所を転々と移しながら現在の位置に至ったと考えられる。同社の由緒は定かではないが、付近一帯には「古水走」という小字が残り、周辺は水走氏と密接な関係にあったことがうかがえ、ここに水走氏と大津神社の接点を見出すことができる。「大津」という社名については、船舶が停泊する港で、かつ拠点的な役割をもつ港があったことが連想されよう。「大津」は西ノ辻遺跡から至便な距離にあるだけではなく、吉田川は大和川の一分流であり、さらにその北側には河内平野最大の水域である広見池が広がり、水上交通の要所としてとらえることができる（図1）。つまり「大津」に拠点を置くことで、大江御厨「山本」の水域だけではなく、広見池や水野河までをも掌握できたのである。まさしく「大津」は漁業拠点港であり、また、海産物を中心とする供

御物を集積管理する場であり、その役割を担ったのは兄部水走氏に統率された大江御厨「山本」供御人である西ノ辻遺跡の住人であったのである。

いっぽう、考古学的成果にみられたように、西ノ辻供御人は漁業を専業としていたのではなく、牛馬解体工、陰陽師、鍛冶・鋳物師、石細工、檜物師など様々な職能民で構成されていたことは明らかである。さらに注目すべきことはこれらの職能に関連する別の職能が存在し、見かけよりも多岐にわたる手工業製品や食材を生産していたことがうかがえることである。牛馬解体では食肉を生産するだけでなく、皮革の原皮、膠、骨製品素材を取り出し、製品として加工することができた。牛馬を生産するための私牧を所有していた可能性も否めない。漁撈活動においては、水域での可食植物や薦・簾の素材となる植物の獲得もこれに含まれよう。とくに薦による貢進物の包装は神への供物を意味し（宮崎一九九九）、重要な手工業製品の一つであったと考えられる。このような大江御厨「山本」での手工業製品や食材の流通もまた、西ノ辻供御人によって独占的に支配されたと考えられる。また、陰陽師の活動には祓いや祈祷だけではなく、吉凶占い、暦の販売、芸能までをも含みうるものであった。西ノ辻供御人が経済的に自立していたことは疑う余

地がなく、彼らは土豪的御家人水走氏の私的経済を支え、さらには皇室経済の一端をも支えていたのである。西ノ辻供御人、水走氏、皇室の三者による利害一致がこのような西ノ辻供御人による経済活動を保証し、この仕組みを維持させたと言えよう。

考古学的成果では、西ノ辻供御人の活動は平安時代末頃（一二世紀初頭）に始まり、室町時代初頭（一四世紀半ば）を境に突如として途絶えることがわかっている。これは水走季忠が一世紀初頭に河俣山本両執当職に就き、忠夏が一四世紀前半に山本執当職を失うという史実と一致する。大江御厨「山本」の解体後、西ノ辻供御人は、その領域で保証された様々な特権も、兄部水走氏や皇室との密接な関係も失い、供御人としての役割を終えた。おそらくはこの西ノ辻供御人の一部が遺跡地東方に集落を再編するとともに、陰陽道宗家である土御門家配下に入り在地陰陽師としての地位をいっそう強固なものにしたのだろう。

## 六 まとめ

西ノ辻遺跡の考古資料、『水走文書』および河内国大江御厨に関する文献資料をもとに、大江御厨供御人の

多様な活動とその消長について考察した。大江御厨「山本」は生駒山系の山麓一帯の低地を指していることを見出し、供御物を集積管理する場としての拠点が「大津」にあったことを推定した。また、多様な職能民である西ノ辻供御人は兄部水走氏のもとに、自らが生産・獲得した手工業製品や食材の流通を大江御厨「山本」で独占的に支配し、経済的に自立していたことを明らかにした。このような仕組みは西ノ辻供御人、水走氏、皇室の三者による利害一致によって約二〇〇年間維持されてきたが、室町時代初頭に水走氏の衰退とともに西ノ辻供御人は消滅したと考えた。

いっぽう、同じ大江御厨で活動した西ノ辻供御人と「河俣」供御人との比較研究が望まれるが、「河俣」供御人の居住地や活動拠点については、文献資料のみならず考古資料からも明らかにされていないのが現状である。「御厨」という地名が川俣神社の南方に今もなお残るが、供御人との接点を見出すことはできない。先に供御人としての活動を終えた西ノ辻供御人と「河俣」供御人の間には、実は武家社会に対峙するための戦略的な違いがあったのではないかと考えているが、積極的に説明できる材料を持ち得ない。今後の資料の発見が期待される場所である。また、大江御厨供御人に限らず、供御人が後の

被差別部落に組み込まれていく過程や同業者集団としての座に変質していく過程、およびその背景を提示し得なかったが、このことは今後の課題としたい。

ここでとりあげた供御人の活動については従来、考古資料と関連づけて議論されることはあまりなかったが、考古学的に追究される供御人の起源や中世後期の供御人の変容は賤民研究にとっても重要な視点となる。願わくは、遺跡から出土する牛馬骨だけにとらわれることなく、中世前半期における多様な職能集団の活動を明らかにし、賤民研究の一助としたい。

謝辞 小稿に紙面をご提供いただいた社団法人部落解放・人権研究所ならびに大阪の部落史委員会の関係者各位、考古資料を扱った部落史研究の領域に小生を導いていただいた積山洋・宮崎泰史両氏、多岐にわたる議論のうえ、様々にご教示をいただいた井上伸一・森本若葉両氏に心から感謝いたします。

## 参考文献

網野善彦（一九八九）『日本中世の百姓と職能民』平凡社、

二一〇頁。

網野善彦（一九九三）『日本論の視座 列島の社会と国家』

小学館、四二四頁。

網野善彦（一九九四）『中世の非人と遊女』明石書店、二六四頁。

井上伸一（二〇〇一）「河内国河内郡における牛頭天王信仰とその奉祀集団」『歴史の広場』四号、一八～三八頁。

大阪府教育委員会（一九八六）『神並・西ノ辻・鬼虎川遺跡発掘調査整理概要』Ⅱ。

大阪府教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（一九九五）『鬼虎川遺跡二六次・西ノ辻遺跡十八～二〇次調査概要報告』。

大阪府教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（二〇〇一）『西ノ辻遺跡一二～一五次調査概要報告』。

奥野広高（一九四四）『皇室御経済史の研究』後編、〈畝傍史学叢書〉、中央公論社、六六三～一頁。

貝塚市教育委員会（一九九八）『東遺跡Ⅱ 新井ノ池遺跡発掘調査概要』。

久保和士（一九九五）「近世大坂の骨細工」『近世都市と産業』第七回大会発表要旨、関西近世考古学研究会。

黒田俊雄（一九六七）『体系・日本歴史二 荘園制社会』日本評論社、二二六頁。

（財）東大阪市文化財協会（一九九一a）『西ノ辻遺跡第二八・二九次発掘調査報告』。

（財）東大阪市文化財協会（一九九一b）『西ノ辻遺跡第三〇次

発掘調査報告』。

（財）東大阪市文化財協会（一九九六）『西ノ辻遺跡第三三次発掘調査報告書』。

（財）東大阪市文化財協会（一九九七）「植附遺跡第二次発掘調査報告」『東大阪市文化財協会概報集——一九九六年度（1）』一二三～一六三頁。

（財）東大阪市文化財協会（一九九四）『西ノ辻遺跡第二七次・鬼虎川遺跡第三二次発掘調査報告書』。

（財）東大阪市文化財協会（二〇〇二）『植附遺跡発掘調査報告集第一・六・一二・一五次』。

（財）東大阪市文化財協会・東大阪市教育委員会（一九九六）『西ノ辻遺跡第九次発掘調査報告』。

橋本久和（一九九七）「中世前期の摂河泉と瀬戸内」『中世日本列島の地域性——考古学と中世史研究（六）』（帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集）、九五～一一五頁。

林屋辰三郎（一九八三）『古代国家の解体』（復刻版）東京大学出版会、三七八頁。

東大阪市教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（一九九一）『西ノ辻遺跡第二三次発掘調査概要』。

東大阪市教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（一九九五）『西ノ辻遺跡第二二次発掘調査報告書』。

東大阪市教育委員会・（財）東大阪市文化財協会（一九九八）『鬼



虎川遺跡第二五次発掘調査報告』。

東大阪市教育委員会・(財)東大阪市文化財協会(一九九九)『東  
大阪都市高速鉄道東大阪線建設計画事業ならびに国道三〇  
八号線及び都市計画道路築港枚岡線建設計画事業に伴う西  
ノ辻遺跡十七次発掘調査報告書』。

藤田正勝・宮路淳子・松井 章(二〇〇二)『若宮遺跡第三  
四次調査地点出土の動物遺存体』『若宮遺跡発掘調査概要  
報告書』芦屋市教育委員会、二三〇～二四三頁。

布施市史編纂委員会(一九六二)『布施市史』第一巻、五七  
八頁。

別所秀高(二〇〇五)『西ノ辻遺跡』『大阪の部落史』第一巻  
資料編、六七～七六頁。

松井 章(一九八七)『養老厩牧令の考古学的考察―斃れ馬  
牛の処理をめぐって』『信濃』三九巻四号、一～二六頁。

松井 章(一九九七)『考古学から見た動物利用』『部落解放  
なら』八号、二～三一頁。

松井 章・宮路淳子(二〇〇三)『野洲町小篠原遺跡出土の  
動物遺存体』『二〇〇〇年度野洲町埋文発掘調査年報』野  
洲町教育委員会。

宮崎 清(一九九九)『こも』福田アジオ・湯川洋司・中込  
陸子・新谷尚紀・神田より子・渡辺欣雄編『日本民俗大辞  
典』上、吉川弘文館、六四七～六四八頁。

## 第六回 原田伴彦・部落史研究奨励金 応募要項

### (1) 目的

若手・中堅研究者の部落史研究の奨励

### (2) 応募規定

#### ☆分野

部落史(周縁も含む)

#### ☆応募方法

当研究所所定の用紙に以下の事項を記入して提出し  
て下さい。

#### ・略歴

#### ・研究業績目録

#### ・研究テーマ

#### ・研究目的(何をどこまで明らかにしようとするのか)

#### ・研究計画

#### ・研究計画と研究費の関係

・推薦者(一名)の推薦文(捺印必要。推薦者は申請グループ外の人  
に限る)

・主要な業績の現物(冊子または論文)五頁以内(各一部ずつ)

#### ☆応募条件

二〇〇七年三月三十一日までに研究論文を提出する。

研究論文については『部落解放研究』に掲載。あるいは他の歴  
史関係雑誌・書籍に掲載の際には、第六回原田伴彦・部落史研  
究奨励金を受けたことを論文の文末に明記すること。

なお、『部落解放研究』に掲載希望の場合、研究論文は四〇〇  
字詰原稿用紙四〇枚までとする。

☆締め切り 二〇〇五年十二月三十一日

(3) 研究奨励金 最高額15万円(若干名)

(4) 選考結果の通知 二〇〇六年三月

★応募先および問い合わせ

(社)部落解放・人権研究所啓発企画室(松本)

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内

TEL: 06-6568-1301(直通) / FAX: 06-6568-0714

e-mail: matsumoto@bhrii.org